

令和8年度 「須賀川市未来につなぐ人材確保のための奨学金返還支援事業」 手続きのしおり

本制度は、奨学金の返還を支援することにより、若者の市内定住を促進し、多様な人材の確保を目的としています。

1 奨学金返還支援金

- (1) 金 額 前年度に返還した奨学金相当額の2分の1（年額18万円限度）
※利子は除きます。
- (2) 支援期間 修学年数の2倍（最大96か月、8年間）

2 申請期間 令和8年4月1日（水曜日）～令和8年6月30日（火曜日）

3 支援対象

令和8年度に新たに申請できるのは、次の条件を満たしている人となります。

- (1) 大学など（大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校）に在学中に奨学資金の貸与を受けた人（卒業後3年以内）
★卒業後3年以内
 - ・令和6年3月(令和5年度)に卒業した人
 - ・令和7年3月(令和6年度)に卒業した人※令和8年3月(令和7年度)に卒業した人 →令和9年度の申請となります。
- (2) 市内に定住していること。
※本市の住民基本台帳に登録され、かつ当該住所地を生活の本拠としていること。
- (3) 市内の企業に正社員として勤務していること。
※期間の定めのない労働契約を締結し、長期雇用を前提としていること。
※自営業者を含みます。公務員は除きます。
- (4) 貸与を受けた奨学金
「日本学生支援機構の第一種、第二種奨学金」
「福島県奨学資金」
「その他市長が適当と認める奨学金」

4 申請方法

申請する時は、必要書類（商工観光課に設置または市ホームページからダウンロード）に記入のうえ、添付書類とともにお申し込みください。

(1) 必要書類

- (ア)奨学金返還支援事業補助金交付申請書（第1号様式）
- (イ)応募理由書（第2号様式）
- (ウ)奨学金の受給・返還状況等調査及び個人情報取扱いに関する同意書（第3号様式）
- (エ)奨学金返還支援事業補助金実績報告書（第8号様式）
- (オ)奨学金返還支援事業補助金請求書（第10号様式）

(2) 添付書類

- (ア)奨学金貸与証明書
- (イ)奨学金返還証明書
- (ウ)奨学金返還額証明書
- (エ)入金一覧表

- ・令和6年3月に卒業した人【指定する期間：令和7年4月～令和8年3月】
 - ・令和7年3月に卒業した人【指定する期間：令和7年10月～令和8年3月】
- （返還する機関から取り寄せてください。日本学生支援機構は、お手元に届くまで2週間程度日数を要します。）

(オ)卒業証明書 又は 修了証明書

(カ)在職証明書

(キ)住民票抄本の写し

(ク)市町村民税の納税証明書（令和8年1月1日に居住していた市町村のもの。1月1日以降に須賀川市に転入された方は須賀川市での発行ができませんので、転入前市町村から取り寄せ願います。）

※課税証明書ではありません。

(ケ)通帳のコピー

(コ)その他市長が必要と認める書類

(3) 申込先 産業部商工観光課（市役所2階）まで提出してください。

5 その他

(1) 本制度では、前年度の返還額について年度ごとに補助するため、**令和8年度に申請書を受付できるのは、令和6年3月に卒業 及び 令和7年3月に卒業した人**となります。（令和8年3月の卒業生は令和8年10月から返還開始と見込まれるためです。）

(2) 返還した奨学金の請求は、次年度以降6月30日までに前年度の4月から3月までに返還した分を請求することになります。

(3) 他団体から同様の補助金を受けている場合は、申請できません。

【事務担当】 〒962-8601 須賀川市八幡町135番地
産業部商工観光課 電話：0248-88-9142